（制限が付されている旨等の表示）

第十六条の三　法第二十一条の二第五項及び第六項に規定する同条第一項第一号ロ又は第二号ロに規定する制限が付されている旨及び当該制限の内容について公示がされている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一　同項第一号ロに規定する制限のみが付されている場合　次に掲げるもののいずれか

イ　「海外持出禁止（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字

ロ　「海外持出禁止（農林水産大臣公示有）」の文字

ハ　「○○のみ輸出可（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字（○○は、指定国名とする。以下同じ。）

ニ　「○○のみ輸出可（農林水産大臣公示有）」の文字

ホ　「利用制限あり（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字

二　同項第二号ロに規定する制限のみが付されている場合　次に掲げるもののいずれか

イ　「△△内のみ栽培可（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字（△△は、指定地域名とする。以下同じ。）

ロ　「△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」の文字

ハ　「利用制限あり（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字

三　同項第一号ロ及び第二号ロに規定する制限が付されている場合　次に掲げるもののいずれか

イ　「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字

ロ　「海外持出禁止及び△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」の文字

ハ　「○○のみ輸出可及び△△内のみ栽培可（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字

ニ　「○○のみ輸出可及び△△内のみ栽培可（農林水産大臣公示有）」の文字

ホ　「利用制限あり（公示（農水省ＨＰ）参照）」の文字

（指定国又は指定地域の追加に係る届出書）

（新設）

第十六条の四　法第二十一条の三第一項の規定による届出（同項の規定による指定国の追加に係るものに限る。）は別記様式第八号の六により、同項の規定による届出（同項による指定地域の追加に係るものに限る。）は別記様式第八号の七によりしなければならない。

2　法第二十一条の三第二項の規定による届出は、別記様式第八号の八又は様式第八号の九によりしなければならない。

（届出の取下げに係る届出書）

（新設）

第十六条の五　法第二十一条の四第一項の規定による届出（法第二十一条の二第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定による届出の取下げに係るものに限る。）は別記様式第八号の十により、法第二十一条の四第一項の規定による届出（法第二十一条の二第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による届出の取下げに係るものに限る。）は別記様式第八号の十一によりしなければならない。

2　法第二十一条の四第二項の規定による届出は、別記様式第八号の十二又は様式第八号の十三によりしなければならない。

（品種登録表示）

第二十一条の二　法第五十五条第一項及び第二項に規定する品種登録されている旨の表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一・二　（略）

三　別記様式第十号の三から様式第十号の六までに定める標章のいずれか

（品種登録表示）

第二十一条の二　法第五十五条に規定する品種登録表示は、次の各号に掲げるもののいずれかとする。

一・二　（略）

（新設）